

# 住宅の熱損失防止改修（省エネ改修）に伴う固定資産税の減額措置

建築物の省エネルギー改修対策の促進を図るため、既存住宅に対して一定の省エネ改修工事を行った場合、必要書類を添付し申告すれば、固定資産税が減額されます。

## 1 対象要件

### (1) 住宅要件

平成20年1月1日以前から所在する住宅であること

- ・ 貸家部分の対象外となります。
- ・ 併用住宅の場合、居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く）の床面積が当該住宅の床面積の2分の1以上である住宅

### (2) 工事期間

平成20年4月1日～令和4年3月31日

までに行われた改修工事

### (3) 対象となる改修工事（※現行の省エネ基準に適合する工事であること）

次の工事（アを含む工事）で、補助金等を除く自己負担額が50万円以上のもの

- ア 窓の改修工事
- イ 床の断熱改修工事
- ウ 天井の断熱改修工事
- エ 外壁の断熱改修工事

## 2 軽減の内容・範囲

### (1) 軽減内容

工事完了時の翌年度の固定資産税が3分の1減額されます。（ただし、認定長期優良住宅に該当する場合は3分の2減額。）

### (2) 軽減される範囲

1戸あたり120平方メートルに相当する部分

## 3 減額を受けるための手続き

軽減を受けようとする対象住宅所有者は、「住宅の熱損失防止改修工事に伴う固定資産税減額申告書」に必要事項を記入し、下記の必要書類を添付の上、改修後3カ月以内に税務課（市役所榛原庁舎3階）または相良窓口課（市役所相良庁舎1階）まで提出してください。

### 添付書類

- ・ 領収書の写し
- ・ 熱損失防止改修工事証明書

※ 登録された建築事務所に属する建築士・指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が作成した証明書が必要です。

### <長期優良住宅の場合>

- ・ 長期優良住宅の普及に関する法律施行規則に規定する認定通知書等の写し

問い合わせ先 牧之原市税務課資産税係（0548-23-0035）